

令和7年度第1回よこはま夢ファンド 登録団体助成金募集要項

※令和6年度第1回登録団体助成金からの変更点※ 詳細は要項文中の黄色マーカー箇所をご確認ください。

- ①助成金の対象となる経費について (P1. 「2 対象となる経費」 (2)、(3)、(4))
 - ・助成金の対象経費を一部見直しました。
- ②審査方法について (P2. 「3 (1) 審査方法」、P.8 「6 ヒアリングについて」)
 - ・審査に必要なときは、横浜市市民活動運営支援事業部会で申請団体に対してヒアリングを行います。
- ③審査基準及び基準点数について (P.3~7 「3 (3) 団体助成基準額 (4) 審査の結果に基づく、減額交付及び増額交付について (5) 審査基準 (6) 基準点数」)
 - ・総合点での基準点数及び助成金交付額を変更しました。
 - ・助成金交付額の決定について、新たに「公益性」での基準点数を設定しました。
 - ・評価項目の「公益性」の説明を改正し、注釈を追加しました。
- ④ 団体への活用希望寄附金額について
 - ・横浜市が寄附金を受け入れた日の属する会計年度の翌年度から5年度間助成金として交付されなかったときは、活用の方法を指定されていない寄附金の額とみなします。この運用は令和6年1月1日から開始します。
 - ・現在、未活用の寄附金についても、令和6年1月1日から起算して同様の取扱いとします(令和11年3月31日までに助成金として交付されなかったときは、活用の方法を指定されていない寄附金の額とみなします)。

1 助成の内容

横浜市内で市民公益活動を行う団体の支援のため、よこはま夢ファンド(横浜市市民活動推進基金)へ寄せられた寄附金を活用して、あらかじめ登録された特定非営利活動法人(登録団体)の公益的な活動を対象に、団体からの申請に基づき事業の経費を助成します。

2 対象となる経費

登録された特定非営利活動法人が行う、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで に実施する市民公益活動に係る事業の経費とします。

ただし、他の助成制度による助成を受けている事業の経費については対象になりません。同一団体、同一経費に係る助成の回数は、同一年度内において1回とします。

また、次の経費は、本助成金の対象外とします。

- (1) 交際費、慶弔費、懇親会費並びに直接事業と関連のない視察費、研修費、食糧費その他客観的に公益性が高いとはいえない経費
- (2) 寄附者又は寄附者と特別の関係にある法人等(寄附者が役員を務める企業、NPO法人等)との取引に係る経費
- (3) 寄附者自身への賃金、謝金又は報酬等の経費であって、次に掲げるものを除くもの
 - ア 当該寄附者が登録団体に継続的に雇用されている場合に支出される社会通念上相当と認められる額の賃金
 - イ ボランティアへの謝金、記念品又は弁当等、寄附者とその他の者とを区別せずに支払い、又は配布するものであって、社会通念上報酬の意義を有しないと認められるもの
- (4) 取得見込み価額が100万円以上の固定資産の取得に要する経費

※ 市民公益活動

市民公益活動とは、幅広く多くの人々が幸せに平穩に生きていくために必要な営利を目的としない、市民が自主的に行う「公共的な活動」と、不特定かつ多数のもの利益の増進（金銭的な「利益」ではない。）に寄与する「公益的な活動」を指します。なお、横浜市市民協働条例第5条各号に掲げている活動についても除外とします。

【参考】市民協働条例（抜粋）

（定義）第2条 3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

（市民公益活動）第5条 市は、市民等が行う市民公益活動（次の各号に掲げるものを除く。）を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 営利を主たる目的とする活動

3 審査

(1) 審査方法

横浜市市民活動運営支援事業部会及び横浜市市民協働推進委員会で、団体助成基準額及び審査基準に基づき審査を行い、横浜市が助成先及び助成金額を決定します。

また、審査に必要なときは、横浜市市民活動運営支援事業部会で申請団体に対してヒアリングを行います。

(2) 横浜市市民協働推進委員会及び横浜市市民活動運営支援事業部会

ア 横浜市市民協働推進委員会（委員長を除き五十音順） ※令和6年12月時点

	委員名	役職
委員長	鈴木 伸治	横浜市立大学国際教養学部 学部長 教授
委員	大塚 朋子	特定非営利活動法人こまちぷらす マネージャー
委員	菊池 賢児	戸塚区連合町内会自治会連絡会 会長
委員	後藤 智香子	東京都市大学 環境学部 准教授
委員	齊藤 ゆか	神奈川大学 学長補佐 人間科学部 教授
委員	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
委員	高橋 敬太郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
委員	森川 正信	関内イノベーションイニシアティブ株式会社 代表取締役

イ 横浜市市民活動運営支援事業部会(部会長を除き五十音順) ※令和6年12月時点

	委員名	役職
部会長	松村 正治	特定非営利活動法人よこはま里山研究所 NORA 理事長
推進委員	大塚 朋子	特定非営利活動法人こまちぷらす マネージャー
専門委員	小山 秀樹	横浜信用金庫 営業統括部 副部長
推進委員	高橋 敬太郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
専門委員	淵元 初姫	法政大学ボアソナード記念現代法研究所 客員研究員 NPO 法人サードプレイス 理事

(3) 団体助成基準額

助成交付額の目安となる「団体助成基準額（以下「基準額」という。）」を次の通り設定します。

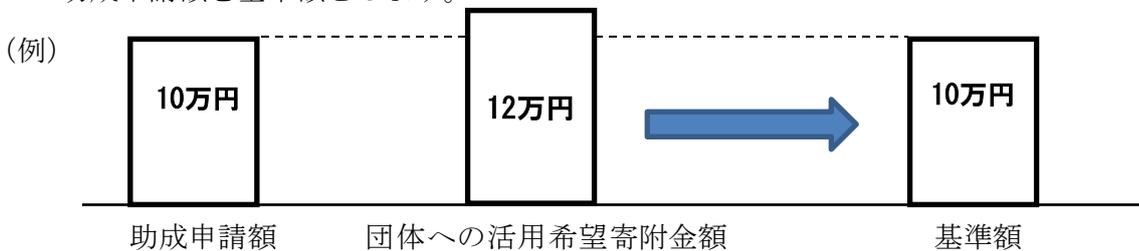
なお、令和6年12月31日までに決済完了かつ団体指定申請が完了している寄附金で、助成申請書類の提出日（提出期限：令和7年1月23日（木））までに受領が確認できた寄附金を「団体への活用希望寄附額」とします。また、基準額が0円の事業に対し、助成金を交付することはできません。

ただし、申請回数が1回目の団体については、寄附金額が0円の場合でも、基準額は0円とはならず、助成金の交付申請が可能です。 P.4「イ 申請回数が1回目の団体について」をご確認ください。

ア 申請回数が2回目以降の団体について

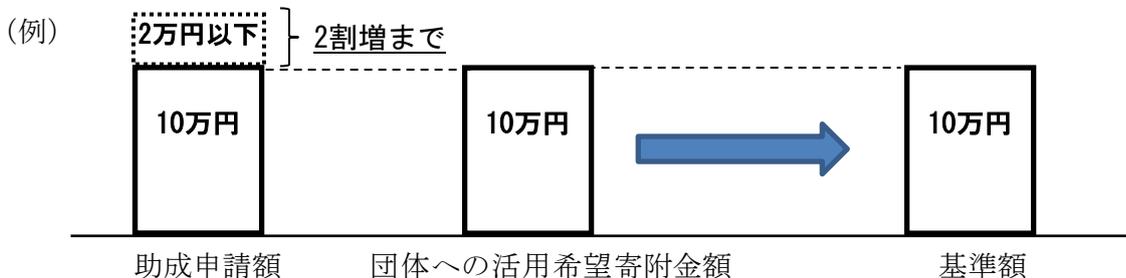
(ア) 助成申請額 ≤ 団体への活用希望寄附金額 の場合

助成申請額を基準額とします。



(イ) 助成申請額 > 団体への活用希望寄附金額 の場合

団体への活用希望寄附額を基準額とします。申請額の上限は基準額の2割増までとします。

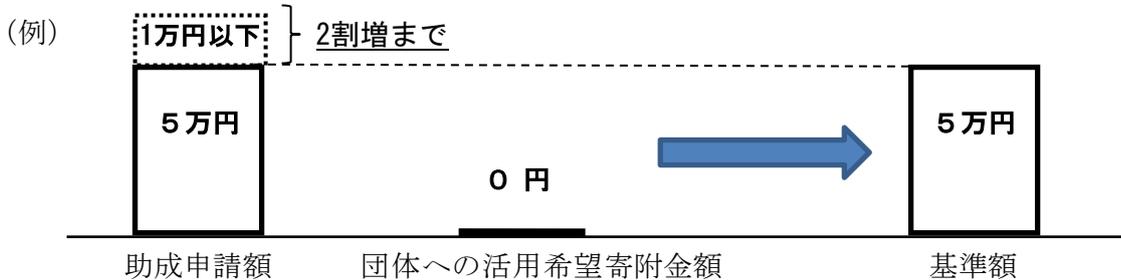


イ 申請回数が1回目の団体について

初めて助成金の申請をする団体に対しては、活動の活性化や寄附拡大の契機としていただきたいという観点から、基準額の金額設定を次の通りとします。

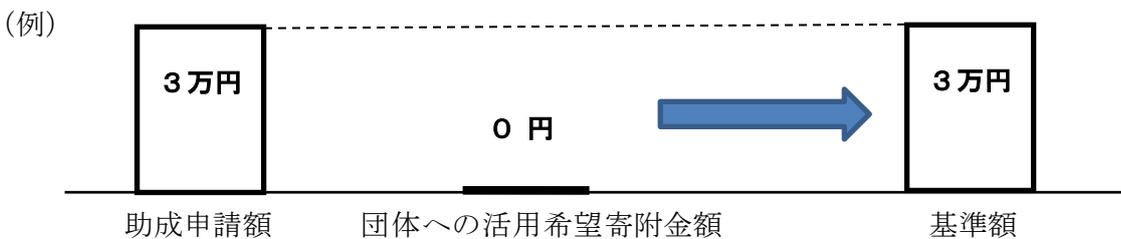
(ア) 助成申請額が5万円以上、団体への活用希望寄附金額が0円 の場合

5万円を基準額とします。申請額の上限は基準額の2割増までとします。



(イ) 助成申請額が5万円未満、団体への活用希望寄附金額が0円 の場合

助成申請額を基準額とします。



(ウ) 助成申請額 ≤ 団体への活用希望寄附金額 + 5万円 の場合

助成申請額を基準額とします。



(エ) 助成申請額 > 団体への活用希望寄附金額 + 5万円 の場合

団体への活用希望寄附金額 + 5万円を基準額とし、申請額の上限は基準額の2割増までとします。

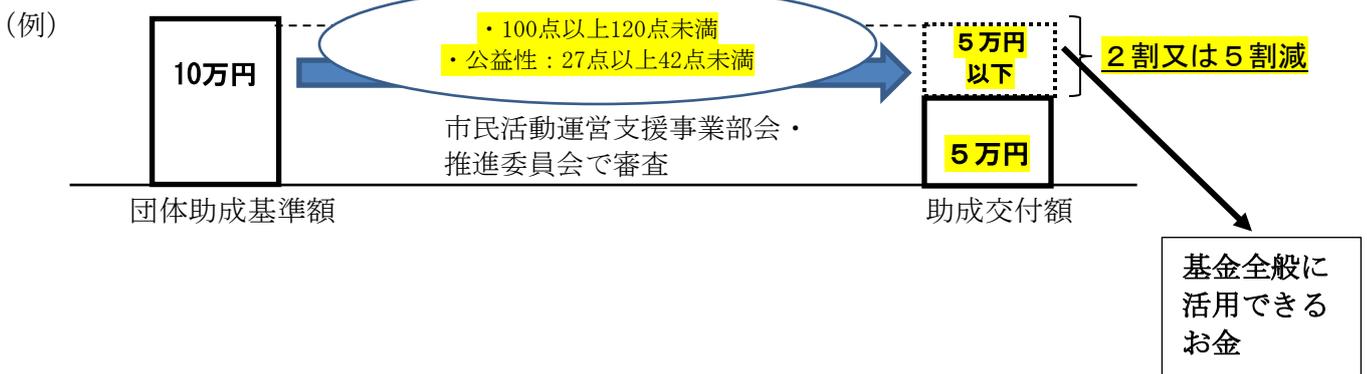


(4) 審査の結果に基づく、減額交付及び増額交付について

審査結果が良好な事業に対し、増額して助成交付する際に活用するため、助成申請回数が2回目以降の団体について、団体への助成交付額が団体助成基準額を下回った場合、その減額分を基金全般に活用できる金額として扱います。不交付の場合、団体への活用希望寄附額は次回以降の助成申請に全額持ち越すものとし、基金全般に活用できる金額として扱うことはありません。

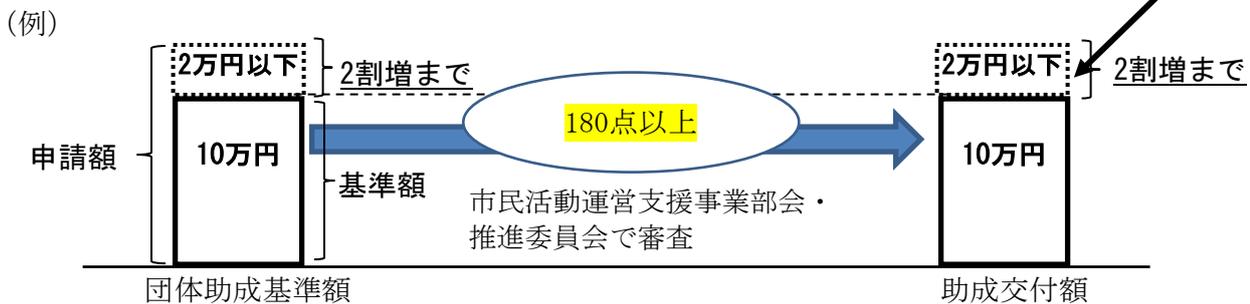
審査の結果、減額して助成交付する場合

団体助成基準額から助成交付額を差し引いた額を、基金全般に活用できるお金として扱います。



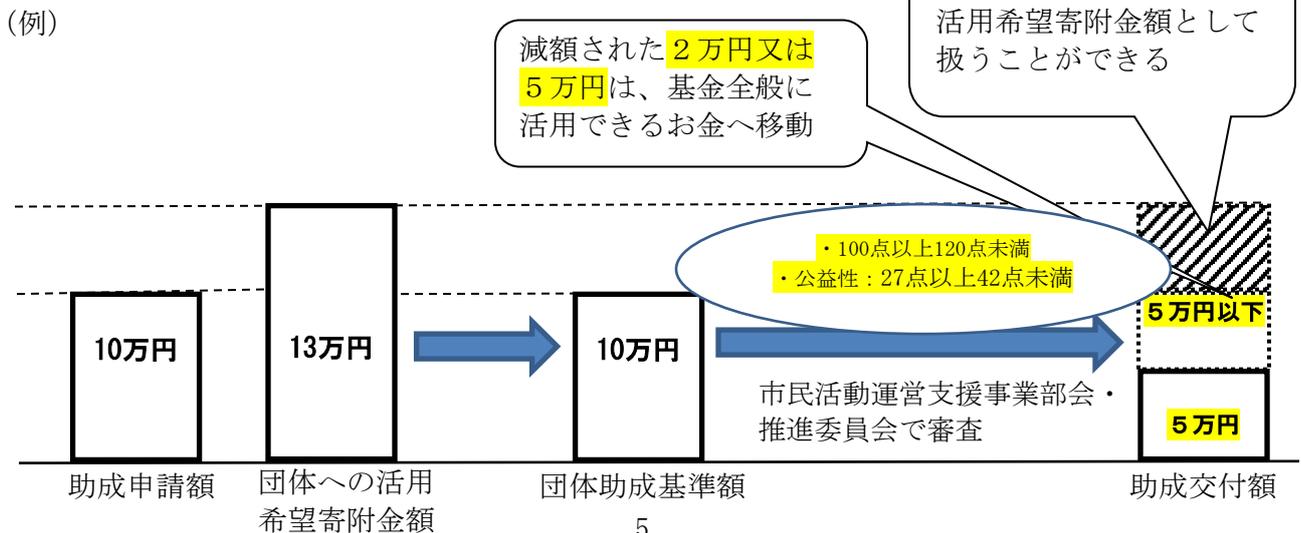
審査の結果、増額して助成交付する場合

増額分は、団体への寄附金額からではなく、基金の全般に活用できるお金から交付します。



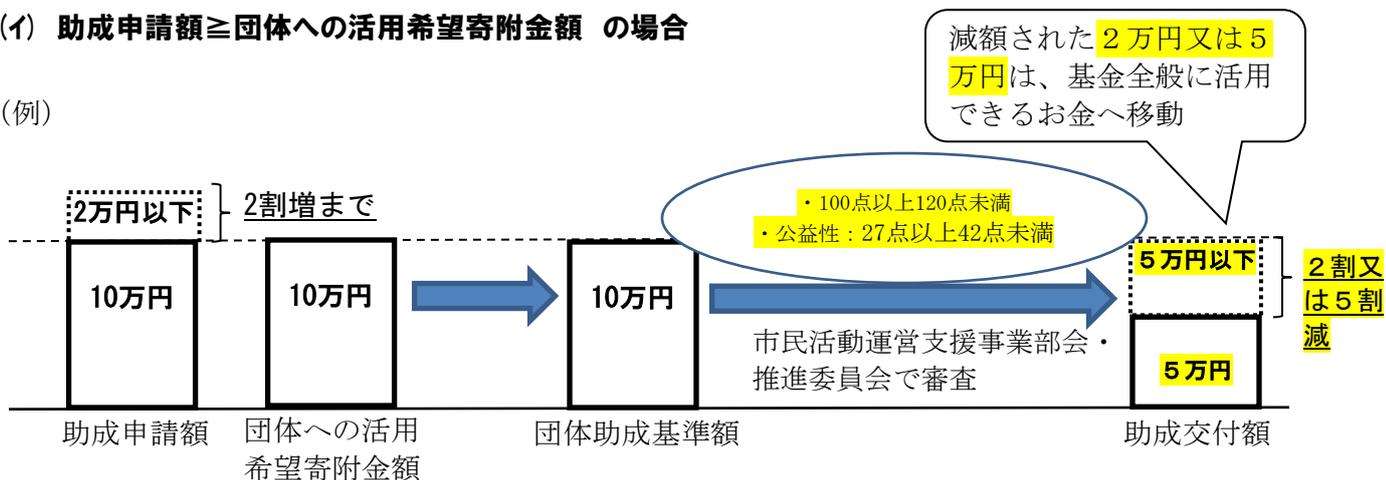
ア 減額して助成交付された場合の扱いについて

(ア) 助成申請額 < 団体への活用希望寄附金額 の場合



(イ) 助成申請額≧団体への活用希望寄附金額 の場合

(例)



イ 助成金交付申請書第3号様式事業収支予算書にて、「助成金申請額を減額して助成金の交付決定をした場合、当該事業の実施は可能ですか？」の欄に「いいえ」と記載した申請事業について

助成金申請額通りの金額を交付することが出来ない場合は、助成は不交付になります。その場合、団体への活用希望寄附額は次回以降の助成申請に全額持ち越すものとします。減額分が基金全般に活用できるお金へ移動することはありません。

(5) 審査基準

次の審査基準に基づき、審査を行います。なお、評価項目において、「公益性」、「先駆性、独創性、専門性」は特に重要な項目であることから、次の通り配点の加重を行います。

評価項目		配点		説明
		点	換算式	
1	公益性	5	× 3	<ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の人の利益^{※注1}に供した事業を行っているか。加えてその事業が一般の人々に開かれたもの^{※注2}であり、地域や市民への還元性があるか。 構成員相互の利益に関するものや特定の個人又は団体の利益に寄与することが、主たる目的となっていないか。
2	計画性	5		<ul style="list-style-type: none"> 事業や資金計画などに、無理のない計画を組んでいるか。 その事業や経費は、必要性を十分に踏まえたものとなっており、過大な経費となっていないか。
3	活動の継続性及び発展性	5		<ul style="list-style-type: none"> 団体の活動が、団体の自主的・自発的な思いやきっかけによって、地域や市民への還元のために開始され、継続しているものか。 助成金を受けることで、より幅広いサービスの提供や、活動範囲の拡大などに繋がっていく可能性があるか。
4	先駆性、独創性、専門性	5	× 2	<ul style="list-style-type: none"> 活動実績や今後の活動計画の中で、先駆性、独創性、専門性を持った事業の発展が期待できるか。
5	公開性	5		<ul style="list-style-type: none"> 事業運営について情報が公開され、透明性があるか。 事業の運営方法や対象、経費の用途に関し、誰もが理解できるような表現がされているか。
計		40 (× 5人)		

※注1 事業の目的や性質から対象者を限定する場合でも、その限定が合理的なものであれば、公益性を損なうものではありません。

※注2 事業の対象者がごく少数に限られていたとしても、誰しもがその状況になった場合に同じように参加することができれば、その事業は潜在的に全ての人に参加できるものとなり、公益的な活動となります。

(6) 基準点数

次の基準点数に基づき、助成金交付額を決定します。

・基準点数（総合点）

点数	助成金交付額
180 点以上 200 点	交付申請額※
120 点以上 180 点未満	基準額
100 点以上 120 点未満	基準額の 8 割
100 点未満	不交付

・基準点数（公益性）

点数	助成金交付上限額
42 点以上	交付申請額
36 点以上 42 点未満	基準額の 8 割
27 点以上 36 未満	基準額の 5 割
27 点未満	不交付

4 手続について

P.9「令和7年度第1回よこはま夢ファンド登録団体助成金の手続について」を参照してください。

5 提出方法について ※申請内容について事前に確認いたします。

よこはま夢ファンド担当まで書類一式（データ）をメールにてお送りください。

申請内容について確認事項や修正箇所がある場合は御連絡をいたします。

確認終了後、修正が完了した書類一式のデータをメールにて受領します。

【送付先】※郵送の必要はございません。

メールアドレス：sh-fund@city.yokohama.lg.jp

件名：「【送付】R7-1回目登録団体助成金申請書類（団体名を御記入ください）」

（提出期限：令和7年1月23日（木）17時まで）

※メールに添付できるファイルサイズ上限は、概ね【7MB】までとなっています。データサイズが大きい場合は、圧縮していただくか、複数回に分けてお送りください。

※事務局による申請内容の確認なしの申請書類は受け付けておりませんので、御了承ください。

※締め切り日は申請が集中しますので、余裕をもってお申し込みください。

6 ヒアリングについて

審査に必要なときは、横浜市市民活動運営支援事業部会でヒアリングを行います。

次の日程で、ヒアリング実施のため会場（横浜市役所）へお越しいただく場合がございます。

ヒアリング日時：令和7年3月7日（金）12時～16時

※ヒアリングを実施する団体については、令和7年2月19日（水）までにご連絡をいたします。詳細につきましては併せて御連絡いたします。2月19日（水）までに連絡がない団体はヒアリングの実施はありません。

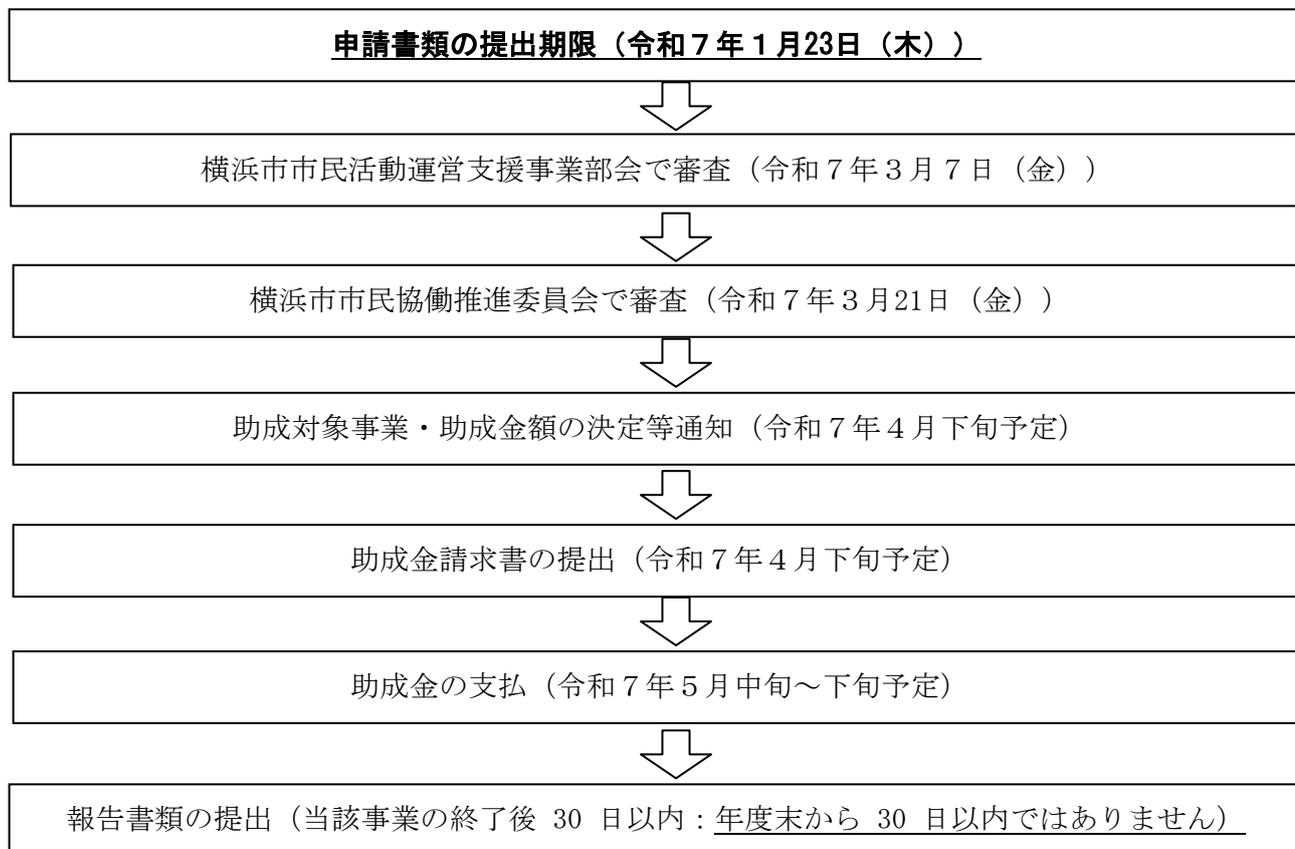
※ヒアリングは、1団体あたり20分程度を予定しています。

7 その他

- ・申請内容については事務局から質問を行ったり、助成金を受け取ることが決定した場合には、書類を閲覧に供していただくことから、申請団体において、申請書類のデータあるいは写しを保管してください。
- ・交付を決定した団体については、助成金を活用した事業の実施状況の報告会や、広報などへの御協力をいただく場合があります。
- ・交付額に余剰が生じた場合には返還していただきます。
- ・委員会の委員及び部会の専門委員の関係団体の申請について、当該委員は助成金交付に関する決定及び審査には関わらないこととしますので、貴団体の役員及び会員が委員会の委員及び部会の専門委員にいる場合は、助成金申請時にお申し出ください。
- ・上記の場合を除き、今回の助成金に関して、委員会の委員及び部会の専門委員との接触があった団体の申請は無効とします。
- ・交付を決定した団体は、政治資金規正法第22条の3に基づき、交付決定の通知を受けた日から同日後1年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附を行うことができません。
- ・助成金により取得した物品等で、価格が30,000円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省第15条）に定める期間（10年を超える場合は10年）、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することができません。
- ・報告書への領収書の添付は1件10万円以上のみとしますが、領収書等経費の支出を証する書類又はその写しは、金額に関わらず助成金交付を受けた年度の翌年度から5年間保存し、証拠書類を整備保管してください。
- ・令和2年度から、助成金交付を受けた全ての団体において、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」の提出が必要となります。また、助成金交付額のうち、消費税申告をしている場合には、消費税申告後1ヶ月以内に別途書類を提出のうえ、助成金を返還していただく必要がありますので御注意ください。
- ・活用希望寄附額は、横浜市が寄附金を受け入れた日の属する会計年度の翌年度から5年度間助成金として交付されなかったときは、活用の方法を指定されていない寄附金の額とみなします。この運用は令和6年1月1日から開始します。
- ・現在、未活用の寄附金についても、令和6年1月1日から起算して同様の取扱いとします（令和11年3月31日までに助成金として交付されなかったときは、活用の方法を指定されていない寄附金の額とみなします）。

令和7年度第1回よこはま夢ファンド登録団体助成金の手続について

1 手続の流れ(予定)



2 提出書類

- ①交付申請書 (第1号様式)、②事業計画書 (第2号様式)、③事業収支予算書 (第3号様式)、
- ④前事業年度の役員名簿、⑤前事業年度の社員のうち 10 人以上の者の名簿、⑥前事業年度の事業報告書、
- ⑦前事業年度の活動計算書、⑧当該事業年度の事業計画書、⑨当該事業年度の収支予算書

3 提出期限

令和7年1月23日 (木) 17時 まで

4 審査結果の通知

申請団体には、審査の結果を、郵送により通知します。(令和6年4月中旬予定)

5 助成金の請求手続

交付決定通知を受けた団体は、同封されている助成金の請求書により請求してください。

6 事業の報告

当該事業の終了後30 日以内に必ず報告書類を提出してください。(年度末から30 日以内ではありません)

なお、報告書類には、領収書の写し (1 件 10 万円以上のみ) も添付してください。

令和7年度よこはま夢ファンド助成スケジュール(予定)
 (令和7年4月～令和8年3月) ※スケジュールは今後変更する可能性があります。

年	月	組織基盤強化		登録団体助成		
		組織基盤強化支援 (ワークショップ ～自己評価まで)	組織基盤強化 助成金	第1回 (事業対象期間： R7.4～R8.3)	第2回 (事業対象期間： R7.9～R8.3)	第3回 (事業対象期間： R7.12～R8.3)
5	12		募集開始	募集開始		
6	1		募集締切	募集締切		
	2		事業部会による 審査	事業部会による 審査		
	3	NPO 組織基盤強化 ワークショップ	推進委員会による 審査	推進委員会による 審査		
		自己評価団体募集				
	4	結果の通知	結果の通知	結果の通知		
	5	自己評価 (1回目)	助成金の支払	助成金の支払		
	6				募集開始	
	7				募集締切	
	8				事業部会による 審査	
	9	自己評価 (2回目)	中間報告書の提出		推進委員会による 審査	募集開始
	10				結果の通知	募集締切
	11				助成金の支払	事業部会による 審査
12	組織基盤強化助成 金団体募集開始				推進委員会による 審査	
7	1	募集締切	最終自己評価 報告書提出			結果の通知
	2	事業部会による 審査				助成金の支払
	3	推進委員会による 審査				
	4	結果の通知				

担当(問合せ先)

横浜市市民局市民協働推進課 よこはま夢ファンド担当

住所：〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10

電話：045-671-4734、FAX：045-223-2032、メール：sh-fund@city.yokohama.lg.jp